

ジェネリック医薬品の更なる 使用促進に向けた取組事例について

令和2(2020)年3月

栃木県保険者協議会企画調査部会

目次

I. はじめに	3
II. 保険者の選定	4
III. 調査方法	4
IV. 保険者の取組	5

I. はじめに

栃木県保険者協議会は、栃木県内の医療保険者が連携・協力し、効果的な保健事業等を実施することにより被保険者等の健康の保持・増進を図るとともに、保険者の円滑な事業運営に資することを目的としています。

ジェネリック医薬品については、「経済財政運営と改革の基本方針 2017」（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）において、2020 年（平成 32 年）9 月までに使用割合を 80%とすることとされており、使用促進に向け、国、地方公共団体、保険者、医療機関等が連携して、より一層の取組を推進していくことが重要となっています。

こうした中、保険者別のジェネリック医薬品使用割合については、「経済・財政再生計画改革工程表 2017 改訂版」（平成 29 年 12 月 21 日経済財政諮問会議）において、平成 30 年度実績より公表されております。

栃木県保険者協議会企画調査部会では、前年度に引き続き医療費適正化計画実施等の観点から、ジェネリック医薬品の使用割合の高い保険者や使用促進に向けた効果的な取組を行っている保険者の取組内容や結果等を取り纏め、栃木県保険者協議会構成団体医療保険者に横展開を図ることとしました。

全ての構成団体医療保険者において、ジェネリック医薬品使用促進に向けた取組の参考にご活用いただければ幸いです。

最後に、ヒアリング等にご協力いただいた小山市のご担当者様をはじめとする関係者の皆様に、心から御礼申し上げます。

令和 2(2020)年 3 月
栃木県保険者協議会企画調査部会

Ⅱ. 保険者の選定

令和元(2019)年7月24日開催の栃木県保険者協議会第1回企画調査部会において、各委員からの意見を踏まえ、調査を行う保険者【小山市】を選定しました。

Ⅲ. 調査方法

令和元(2019)年10月に、保険者協議会企画調査部会委員および事務局で保険者【小山市】を訪問し、取組内容や結果等についてヒアリングを行いました。

IV. 保険者の取組

【小山市】

こども医療費対象者に向けたジェネリック医薬品使用促進

1. 保険者の概要

人口	167,274 人（男性：85,042 人／女性：82,232 人）
被保険者数	36,785 人（加入率：22.0%）
高齢化率	24.4%（40,725 人／167,274 人）

※平成 31(2019)年 4 月 1 日現在

2. 保険者の特徴

栃木県の南部・首都東京の 60km 圏に位置し、鉄道は東北新幹線・宇都宮線・水戸線・両毛線の 4 線が交差し、道路も国道 4 号線・新 4 号線および国道 50 号線がそれぞれ交差する交通の要衝となっています。

自然や伝統文化に恵まれている一方、土地区画整理事業により新市街地の形成に努め、工業団地の造成に多くの大企業が進出しており、北関東の拠点都市として著しい進展を続けています。

また、栃木県内で唯一転入超過となっており、若年層の人口が伸びている状況です。

※参考文献「平成 30 年度版小山市国民健康保険事業概要」

3. 取組の経緯

平成 28 年 4 月から平成 29 年 3 月診療分について、年齢階層ごと(5 歳刻み)に被保険者のジェネリック医薬品使用割合(数量ベース)を分析したところ、他の年齢階層よりも 14 歳以下の被保険者において使用割合が低いことが判明しました。このため、14 歳以下の被保険者に対するジェネリック医薬品使用促進を個別に行うこととしました。

4. 取組内容

平成 29 年度までは国保被保険者に対して被保険者証の更新時等にジェネリック医薬品希望シール等を配布し、普及・啓発を図ってきました、これに加えて、平成 30 年度から重点事業として、国保のみならず被用者保険の加入者も含めた 14 歳以下の年齢層を対象に、他課と連携し 2 つの取り組みを行っています。

(1) こども医療費受給資格証交付時にジェネリック医薬品希望シールを配布

⇒ 受給資格証を交付する「子育て包括支援課」と連携

(2) 乳児健診時にジェネリック医薬品希望シールを配布

⇒ 乳児健診等母子保健事業を担当する「健康増進課」と連携

配布部数
約 4,000 部

「こども医療費受給資格証交付時」や「乳児健診等母子保健事業」にてアプローチする理由は、確実に 14 歳以下の年齢層の保護者に対して啓発できる点にあります。しかしながら、「子育て包括支援課」・「健康増進課」は、子育て支援事業や母子保健事業、健康づくり事業で多忙な部署でもあり、ジェネリック医薬品使用促進の必要性を理解の上、協力をいただくために十分な調整を行いました。

5. 結果

国保におけるジェネリック医薬品使用割合が平成 30 年 1 月診療分では 74.4%でしたが、平成 31 年 1 月診療分では 79.7%に上昇しましたので、一定の効果があつた可能性があります。ただし年齢階層別での使用割合は分析しておらず、直接的な効果は明らかになっていません。令和元年度が完結した時点で、再度年齢階層別の使用割合について分析を実施し、新たな取り組みにつなげる予定です。

6. 今後の課題

ジェネリック医薬品使用割合は、令和元年 7 月診療分で 79.8%となっており、上昇傾向が落ち着きつつあります。今後、ジェネリック医薬品使用割合を下げずに、いかにして厚生労働省の目標値（80%）を達成し、より上昇させるかが課題です。

このため、年齢階層別の分析に加え、疾病別等での分析を実施し、効果的な使用促進の方法を検討していくこととしています。

7. その他の取組

- (1) リーフレット「知って選ぼうジェネリック医薬品」を国保主管課（国保年金課）で配布しています。
- (2) 「ジェネリック医薬品差額通知」を年4回送付しています。平成30年度の送付実績は7,638世帯となっています。
- (3) 新たな取組を実施する際には、地区医師会へ事前に説明や案内を実施し連携しています。令和元年度も「多剤服用者に対する保健指導事業」の取組を進める際、事前に相談するなど連携を図っています。
- (4) 今回の取組に限らず、他課(他部署)との連携を密にしています。例えば、地域ケア会議（毎月定例開催）に国保担当と後期高齢者担当が交互に出席し、保険者として連携しています。地域ケア会議には、地域包括支援センター、医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、栄養士、障害者相談支援専門員等が参画しています。